

核燃料物質の取扱いに関する管理基準について

平成 30 年 1 月 16 日
日本原子力研究開発機構

1. 目的

大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染事故の発生原因を踏まえ、同様の事故の再発防止を期するとともに核燃料物質を安全に取り扱うため、基準にすべき具体的な事項について、機構共通の管理基準として「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を策定した。

機構の原子力施設において、核燃料物質を封入した樹脂製の袋や容器の破裂による汚染及び内部被ばくを防止することをはじめ、核燃料物質を安全に取り扱うことを目的とする。

2. 概要

本管理基準では、本事故の対策を基に、機構共通の基準として主に以下の項目を規定した。

- (1) 核燃料物質の使用に関する事項
- (2) 核燃料物質の貯蔵に関する事項
- (3) 記録に関する事項
- (4) 異常時に備えた措置
- (5) 国内外の知見の反映による管理基準の見直し
- (6) 管理基準等の教育

核燃料物質の使用、貯蔵に関する主な規定の内容は以下のとおりである。

- ・プルトニウムを貯蔵する場合には、有機物との混在を防止するため、安定化処理を行うこと。ただし、安定化することが使用の目的に影響を及ぼす場合であって、安全性が確認できる場合はこの限りではない。
- ・プルトニウムを貯蔵した容器の点検を行う際に、閉じ込めの境界を開封する場合及び閉じ込め境界の健全性が確認できない場合は、セル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）で行うこと。
- ・内容物が明確に確認できない容器を開封する場合には、セル等で行うこと。
- ・核燃料物質を貯蔵する容器は、腐食等が発生しにくい材料が使用されていること。また、蓋が容易に開かず、核燃料物質が漏えい等により散逸して汚染の生じるおそれのない構造であること。
- ・容器ごとに核燃料物質の物理的・化学的性状、重量、安定化処理の実施状況等の情報が記録として保存されていること。

以 上